

厚木市交通事故・交通法規違反に係る報告基準

1 報告書の提出基準

- (1) 交通事故については、全ての事故を報告するものとする。
- (2) 交通法規違反については、違反行為の点数が2点以下の場合は報告を要しない。

2 報告すべき事項

- (1) 公務中、通勤途中、私生活上の別
- (2) 事故等の発生日時・場所
- (3) 当事者の所属・補職名・氏名
- (4) 当事者の公用車、私用車の別及び車種・番号
- (5) 相手方の住所・氏名・職業等
- (6) 相手方の車種等
- (7) 事故等の状況・原因
- (8) 怪我、物損の程度
- (9) 事故後の措置内容

3 報告後の処理

- (1) 厚木市職員の懲戒処分に関する指針に基づき、審査対象になる場合は、厚木市職員審査委員会に諮問する。
- (2) 審査対象にならない場合は、次のとおり処理する。
 - ア 公務中及び通勤途中の場合
人事主管部長(総括倫理管理者)決裁とし、原則として所属長からの注意を行う。
 - イ 私生活上の場合
人事主管部長(総括倫理管理者)決裁とする。

附 則

この基準は、平成14年6月1日から適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成20年7月1日から適用する。
- 2 関係業者等との会食等出席承認申請書の提出基準等は廃止する。